建設工事に係る委託業務における最低制限価格設定基準(試行)

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令第167条の10第2項及び宇和島市病院等事業契約 規程(平成28年病管規程第5号。)第15条に基づき、建設工事に係る委託業務について最 低制限価格を設けた入札を試行的に行うため、最低制限価格の設定に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、補償コンサルタント業務についてはこの限りではない。

(最低制限価格の算定方法)

第2条 最低制限価格は、対象業務の予定価格算出の基礎となった次の各号に揚げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の8(測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5.以下この項(各号列記以外の部分に限る。)、第3項及び第4項において同じ。)を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、当該予定価格の10分の6(地質調査業務にあっては3分の2。以下この項(各号列記以外の部分に限る。)、第3項及び第4項において同じ。)を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の7を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の4.3を乗じて得た額
- (4) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額

- 2 前項の各号に揚げる業務を複数含む対象業務にあっては、それぞれ各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を合計した額に100分の1 10を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が、対象業務の予定価格に10分の8(発注業種が測量業務にあっては10分の8.2、発注業務が地質調査業務にあっては10分の8.5.以下この項において同じ。)を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、当該予定価格の10分の6(発注業種が地質調査業務にあっては3分の2。以下この項において同じ。)を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。
- 3 前2項において、第1号各号の規程により算出できない部分があるときは、当該算出できない部分に10分の8を乗じて得た額から10分の6を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。
- 4 前3項の規程にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象業務の予定価格に10分の8を乗じて得た額から10分の6を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、建設工事に係る委託業務の入札における最低制限価格 の運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、令和2年5月15日から施行する。